

多数の者が集合する催しにおける注意事項

座間市消防本部予防課

電話 046(256)2213

共通

- 1 「火を使用する器具」を使う前には、点検、清掃を十分に行うこと。
- 2 「火を使用する器具」に異常があったときは、直ちに運転を中止してください。
- 3 「火を使用する器具」を可燃物が落下、接触するような場所、避難の支障となるような場所には設置しないでください。
- 4 「火を使用する器具」の周囲には、燃えやすいものを置かないこと。
- 5 **火の使用中は、必ずその場を離れないでください。**
- 6 **消火器を準備**してください。(国家検定品で4型以上) 住宅用はダメ！

コンロ、発電機、燃料

- 1 「火を使用する器具」の周囲は、**安全な距離を十分に確保**してください。
 - コンロ等から燃料(ガスボンベ、ガソリン)を遠ざける。
 - コンロ等に可燃物を近づけない。
 - コンロ周りを不燃材(鉄板など)で囲う。**段ボール等で囲うのはダメ！**
- 2 **燃料(ガソリン)補給**については、できるだけ行わないような準備をしてください。やむを得ず補給が必要なときは、十分に安全な場所で次のことに注意してください。
 - **必ずエンジンを停止してから、燃料を補給**してください。(炎が出ていなくても、発電機などの排気口にガソリンが接触すると、余熱で発火する可能性がありますので、特に注意してください。)
 - **燃料は火の近くや、直射日光が当たるような場所に保管**しないでください。(圧力が上昇して事故の恐れがあります。)
 - **燃料容器(ガソリン)は金属製を使用し、栓は確実にしてください。ポリ容器はダメ！**
 - **燃料(ガソリン)を必要以上に保管**しないでください。
- 3 ガス設備との接続については、指定された接続器具を使用してください。
 - ガスホースは、外れないようにホースバンドで固定してください。
 - ガスボンベは、転倒しないように固定してください。



座間市マスコットキャラクター

「ざまりん」

電気器具

- 1 熱を発生する**照明器具**等を装飾品や木板などに**近接して設定**しない。
- 2 **照明器具、スイッチ、テーブルタップ**等で電気が流れている部分が、**露出したもの、破損したもの**を使用しない。
- 3 **照明器具やコード**等はしっかり固定し、**踏みつけたり、引っ張りすぎない**。
- 4 定格電流の範囲内で使用するとともに、水気のあるところでは**防水対策**を行う。
- 5 使用しないプラグは抜いておく。